

警報発令時等の児童の登下校について

平成31年度版
目立つ場所に
貼ってください

※平成31年4月一部変更 半田市立乙川東小学校

半田市教育委員会より、「警報等発表時の児童・生徒の登下校について」が変更されました。昨年度のマニュアルから一部変更があります。ご確認ください。

1 「暴風警報」または「暴風雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

*登校前に警報が発表されている場合は、登校しません。

- ・午前6時30分以降に、警報が解除された場合は、学校は休校です。
- ・午前6時30分になる前に警報が解除された場合は、平常通りの授業を行います。給食もあります。

・ただし、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認されたら登校させてください。

※学校行事や短縮授業等の予定がある場合は、学校から文書・メルマガ等で家庭に連絡をします。

(2) 登下校中

方面別に職員を配置し安全を確かめながら、速やかに集団下校させます。

(3) 登校後

- ①安全に帰宅できると判断した場合には、速やかに下校させます。
- ②下校が危険と判断した場合には、安全が確保されるまで校内の安全な場所に避難させます。

2 「特別警報」が半田市を含むエリアに発表された場合

(1) 登校前

登校しません。

(2) 登下校中

児童が特別警報の発表を登下校中に知った場合、個人の判断で帰宅するか登校するか（学校に戻るか）を選びます。児童が学校に来た場合は、「登校後」と同じ対応をします。

(3) 登校後

- ①ただちに授業を中止し、安全に帰宅できると判断するまで、学校または避難場所に待機させます。
- ②警報解除後、安全に帰宅できると判断した場合には、方面別に職員を配置し、速やかに集団下校させます。



3 「大雨・洪水警報」または「大雪警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全を確認後、登校させてください。（学校にはその旨を電話連絡してください）

(2) 登校後

- ①下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内の安全な場所に待機させます。
- ②気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることもあります。

4 「雷注意報」が半田市に発表された場合、または雷が発生している場合

(1) 登校前

基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全を確認後、登校させてください。(学校にはその旨を電話連絡してください)

(2) 登下校中

個人が危険と判断したら、近くの民家など安全な場所に避難させてもらいます。

(3) 登校後

下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで校内に待機させます。

5 「津波警報」または「大津波警報」が半田市に発表された場合

(1) 登校前

- ①登校しません。安全な高所へ避難してください。
- ②被害がなく解除された場合は、「暴風警報」発表時の対応と同じです。



(2) 登下校中

個人の判断で高所などの安全な場所へ避難します。

※震源が海岸に近い場合、揺れが収まらないうちに津波が到達する場合や、津波の情報が十分に行き渡らない場合もあります。揺れを感じたらすぐに安全な高台に避難してください。

(3) 登校後

- ①速やかに安全な場所（校舎の2階以上）へ避難させます。
- ②警報解除及び帰宅路等の安全確認ができるまでは、学校に待機させます。
- ③児童の帰宅については、「引き渡し」を原則としますが、安全が確認できる場合は、方面別に職員を配置し、速やかに集団下校させることもあります。

6 愛知県内にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

(1) 登校前(家にいる場合)

- ①登校を止め、身を守る行動をとらせてください。
- ②情報収集に努め、政府からの指示があればそれに従ってください。
- ③安全が確認されたら、登校させてください。

(2) 登下校中

- ①近隣の建物など屋内に避難します。
- ②建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。

(3) 登校後

- ①直ちに授業を中止し、屋内で身を守る行動をとらせます。
- ②安全が確認されたら、授業を再開します。

【Jアラートが発信されたとき】

Jアラートが発信されるのは、ミサイルが発射されたときだけではなく、以下のような情報も発信されます。それぞれの情報に応じた対応をお願いします。

- ・弾道ミサイル情報
- ・航空攻撃情報
- ・ゲリラ/特殊部隊攻撃情報
- ・大規模テロ情報
- ・緊急地震速報
- ・大津波警報
- ・噴火情報 など

※その他計24項目の情報についてJアラートが発信されます。詳しくは、「総務省 消防庁のHP」－「国民保護」－「全国瞬時警報システム業務規程」にあります。